

令和 2 年 7 月 1 7 日

議 案

7 月 随 時 会 議

常 総 市



議案第37号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年7月17日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 41,584,896円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号  
小池株式会社  
代表取締役 小池 裕之

提案理由

本案は、去る6月25日に指名競争入札を行った消防ポンプ自動車2台の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

## 議案第38号

### 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年7月17日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による市内小学校の夏季休業日の変更に伴い、児童クラブの使用料の額の特例を定める改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成27年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（令和2年8月における使用料の額の特例）

2 令和2年8月1日から8月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）の使用料は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特例期間の利用（土曜日の利用を除く。次号において同じ。）が11日以上の場合 3,000円

(2) 特例期間の利用が11日未満の場合 2,000円

(3) 土曜日に利用した場合 1日につき300円

3 前項の場合における第10条第2項の適用については、同項中「前項の場合」とあるのは「附則第2項の場合」と、「前項各号」とあるのは「附則第2項各号」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

## 議案第39号

### 常総市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

常総市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年7月17日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の対策に係る事業に要する経費に充てるための財源を積み立てる新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の対策に係る事業の財源に充てるため、常総市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。ただし、前条に規定する事業のための寄附金を受けたときは、当該年度に実施する事業の財源に充てるものを除き、これを基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年7月17日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 石下西部統合幼稚園園舎改築工事  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 284,350,000円   |
| 4 契約の相手方 | 株木・大木特定建設工事共同企業体<br>代表者 茨城県水戸市吉沢町311番地1<br>株木建設株式会社茨城本店<br>常務執行役員本店長 黒江 俊郎 |

提案理由

本案は、去る6月25日に一般競争入札を行った石下西部統合幼稚園園舎改築工事について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。